

第13節 英語による行政対応・発信力強化に向けた取組

金融庁では、英語による行政対応や発信力の強化に向け、以下の取組を実施している。

I 英語による行政情報の発信

以下の取組により、英語による行政情報の発信に注力した。その際、金融資本市場に関する施策・行政対応のように、国際的な関心が高い事案については、ウェブサイトでの英語による公表とX（旧 Twitter）（英語版アカウント）の投稿を同時に実施するよう努めた。

- ・大臣記者会見等の英訳の公表
- ・「FSA Weekly Review」（公表物の英語による概要版）の公表
- ・X（旧 Twitter）（英語版アカウント）の投稿
- ・月刊広報誌「アクセス FSA」の英訳の公表

II 英語による法令等に関する照会へのワンストップでの対応（ワンストップ窓口）

英語による法令等に関する照会に対するワンストップ窓口（2014年4月設置）では、英語での一元的な対応を実施している。

2023 事務年度においては、計 418 件の照会が寄せられ、その内訳は、当該窓口で回答すべき法令・行政手続等に関する照会が 257 件、詐欺的な証券投資等の勧誘行為に関する照会が 54 件、その他の照会が 107 件であった。

こうした照会について、金融庁内の関係部署との共有等を図りつつ、適切に対応している。

III 法令等主要な公表物の英語版の作成・公表

2023 事務年度においては、英語版を作成した主な法令等（資料 1 参照）のほか、「2023 事務年度金融行政方針」の英語版を作成・公表した。

また、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の資料・議事録の英語版を公表した。

加えて、「金融機関の内部監査の高度化」に向けたプログ्रेसレポート（中間報告）（2024 年 2 月）及び「地域銀行有価証券運用モニタリングレポート」（2023 年 6 月）の英語版を公表した。

英語版を作成した主な法令等

- ・電子決済手段等取引者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第八十七号による改正まで反映）
- ・金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（第二章第二節第五款以降）（令和五年内閣府令第八十七号による改正まで反映）
- ・保険業法施行規則（令和五年内閣府令第五十号による改正まで反映）
- ・保険業法施行令（令和五年政令第百八十六号による改正まで反映）
- ・企業内容等の開示に関する内閣府令（様式）（令和五年内閣府令第十一号による改正まで反映）
- ・公認会計士法（令和五年法律第五十三号による改正まで反映）